

「FX24インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更
(平成26年12月1日)

現 行			変 更 後		
(前 文) (省 略)			(前 文) (現行どおり)		
(枠 内)			(枠 内)		
I～IV (省 略)			I～IV (現行どおり)		
V (省 略)			V (現行どおり)		
カバー先の商号	業務内容	監督当局	(削 除)		
ニューエッジ	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構			
VI～VIII (省 略)			VI～VIII (現行どおり)		
(本 文)			(本 文)		
1. (省 略)			1. (現行どおり)		
2. 本取引のルールおよび仕組みについて			2. 本取引のルールおよび仕組みについて		
(1)～(3) (省 略)			(1)～(3) (現行どおり)		
(4) 取引の方法			(4) 取引の方法		
①～② (省 略)			①～② (現行どおり)		
③基準価格および証拠金額			③基準価格および証拠金額		
(a) 本取引の建玉を建てる <u>ために最低必要な証拠金額</u> (以下「必要証拠金額」といいます) は、各通貨ペアの基準価格 (毎営業日の終値) を基に翌営業日の必要証拠金額を算出し、その価格に応じた必要証拠金額が適用されます。外貨建て通貨ペアの場合は、下記の通りそれぞれに対応する対円通貨の終値を基準価格として適用いたします。既存の建玉に適用されている必要証拠金額についても、 <u>同様に</u> 変更されます。			(a) 本取引の建玉を建てる <u>ときに必要な証拠金額</u> (以下「必要証拠金額」といいます) は、各通貨ペアの前営業日の基準価格 (当社の終値) を基に算出されます。外貨建て通貨ペアの場合は、下記の通りそれぞれに対応する対円通貨の基準価格を基に算出いたします。既存の建玉に適用されている必要証拠金額についても、 <u>基準価格の変動に伴い</u> 変更されます。		
④～⑦ (省 略)			④～⑦ (現行どおり)		
⑧ロスカットルール			⑧ロスカットルール		
(a) 証拠金等の名称			(a) 証拠金等の名称		
◇～◇ (省 略)			◇～◇ (現行どおり)		
◇必要証拠金額			◇必要証拠金額		
建玉を維持するために <u>最低限</u> 必要な金額です。			建玉を維持するために <u>必要な証拠金額</u> です。 <u>新規注文の発注、ロスカットの判定に使用</u> <u>します。なお、証拠金不足の判定では、レバ</u> <u>レッジ25倍コースの必要証拠金額が使</u> <u>われます。</u>		

現 行	変 更 後
<p data-bbox="416 174 547 210">(以下省略)</p> <p data-bbox="616 271 831 306"><u>平成26年 9 月 29 日</u></p>	<p data-bbox="1059 174 1273 210">(以下現行どおり)</p> <p data-bbox="1278 271 1493 306"><u>平成26年12月 1 日</u></p>